対象配当等の額（別表十七(三)「25」）
金額又は個別課税対象金額（別表十七(三)「35」）
象金額又は個別部分課税対象金額別表十七(三の二)「22」）

」に改める。

別表十七㈢の四の表中「当期発生額（別表十七(三)「32」又は別表十七(三の二)「15」）×⑲」を「当期発生額（別表十七(三)「33」又は別表十七(三の二)「17」）×⑲」に改め、同表の記載要領第七号を次のように改める。

7　「当期発生額（別表十七㈢「33」又は別表十七（三の二）「17」）×⑲　⑳」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　租税特別措置法第66条の６第１項又は第68条の90第１項（特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入）の規定の適用を受ける場合にあつては「又は別表十七（三の二）「17」」を消し、同法第66条の６第４項又は第68条の90第４項の規定の適用を受ける場合（⑵に該当する場合を除く。）にあつては「別表十七㈢「33」又は」を消すこと。

⑵　租税特別措置法第66条の６第４項又は第68条の90第４項の規定の適用を受ける場合において、別表十七（三の二）「20」の欄の金額が同表「21」の欄の金額を上回るときは、「当期発生額（別表十七㈢「33」又は別表十七（三の二）「17」）×⑲　⑳」とあるのは、「当期発生額$\left(\text{別表十七（三の二）「22」}\times\frac{1}{\text{別表十七（三の二）「19」}}\right)\times$⑲　⑳」として記載すること。

別表十七㈢の四の記載要領第八号(1)中「現物分配法人」を「被現物分配法人」に改める。

別表十八の記載要領第四号中「第42条の６第５項」を「第42条の５の２第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）、第42条の６第５項」に、「若しくは第42条の10第５項」を「、第42条の10第５項」に、「所得税法等の一部を改正する法律」を「第42条の11第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）若しくは所得税法等の一部を改正する法律」に、「第68条の11第５項」を「第68条の10の２第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）、第68条の11第５項」に、「若しくは第68条の14第５項」を「、第68条の14第５項」に、「若しくは平成22年改正法」を「若しくは第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）若しくは平成22年改正法」に改める。

別表十八の11の記載要領第五号中「別表十八の二付表一「19」」を「別表十八の二付表一「18」」に改める。